

事業所名			東淀川区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要			令和3年度												
	1-1 実施状況について														
		法人名称	NPO法人Flat・きた												
		開所曜日	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜												
		開所時間	9:00～17:30												
		同一場所で実施している その他の事業	ヘルパー派遣事業												
		事業所の特長	当センターの母体がボランティア団体であり、自立生活センターとして当事者スタッフが在籍していることで、新人スタッフも日ごろより障がい者と接する中で、ボランティア精神や、利用者が言葉にしないことにも思いを馳せることを大切にしている。												
	1-2 職員の状況														
				常勤職員			非常勤職員			計					
			専任	0			2			2 人					
			兼務	3			2			5 人					
			計	3 人			4 人			7 人					
	1-3 専門資格の保有状況														
			相談支援専門員5名 社会福祉士 1名												
	1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
				障がい名		実施曜日		実施時間							
			脳性麻痺		月～金		9:30～18:15								
			骨形成不全症		月～金		9:00～17:45(7/10に死去)								
			弱視		月～金		9:00～17:45								
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		私たちは、母体である応援センターの姿勢を引継ぎ、「上から与える支援」ではなく「共に考え共に歩む支援」を心がけている。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
	①相談者数	月当たり相談者数						年間実相談者数							
		59.7						446							
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		95.5						105							
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
	身体障がい	視覚	12	1	4	2	0	0	2	5	2	0	2	4	34
		聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		肢体	67	10	28	19	1	0	17	24	2	1	7	7	183
		内部	4	0	2	0	0	0	1	4	0	0	0	0	11
		計	83	11	34	21	1	0	20	33	4	1	9	11	228
	難病		2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	知的障がい		88	10	39	63	4	13	22	63	5	0	18	11	336
	精神障がい		153	18	50	50	0	9	56	70	31	1	29	21	488
	発達障がい		8	2	1	15	0	3	3	6	1	0	0	1	40
	高次脳機能障がい		2	1	1	1	0	0	0	2	0	0	2	0	9
	その他		28	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	9	39
	合計		365	42	126	151	5	25	101	174	43	2	58	54	1146
	④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
			581 件		0 件		156 件		234 件		175 件		0 件		1146 件

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		昨年度は、家族と同居していた方から、家族と離れてグループホームに入りたいという依頼、また生活困窮窓口を通じての就労の依頼も多かった。これは、コロナ禍が長引いていることによって家で過ごす時間が増えたことにより、これまでは見えにくかった家族間の歪があらわになったことや、勤務形態の変化などが影響していると考えられる。ニーズの高まりとともにグループホームやB型事業所の数も増えており、より個性的な事業所も増えてきているため、事業所の見学等を行い、利用者の希望に沿った事業所を紹介できるよう努めている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3	有資格者を配置するため、人材紹介会社に登録し、2名の方の面接を行い、社会保険福祉士1名を配置した。	その他、近隣の福祉系大学に直接出向くことも検討していたが、緊急事態宣言が出ていたこともあり実現していない。依然として精神保健福祉士の配置ができていないため、継続して取り組む。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	2	大阪市や、研修センターが行う研修は、適切な職員が受講し、月曜日におこなっている会議で全体に周知している。	朝礼等で簡単な報告をしているものの、内部研修での振り返り・共有はおこなっていない。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の予定を携帯のアプリで共有し、事務所に相談員が不在になることがないようにしている。	コロナ罹患者や濃厚接触者が重なった時期もあり、必ずしも十分な人員を確保できているとは言えない。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	2	全てのマニュアルが整備できているとは言えない。	必要なものを精査し、整備していく予定である。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障害の特性をおさえた上での対応を心がけている。また、二人体制で対応することにより新人職員にもノウハウを伝え、全ての職員が対応可能な状況をつくるよう心掛けている。	聴覚障害・難病の方に対する理解は十分とは言えない。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	妥当とは言えない。原因としては、聴覚障害や難病の方からの相談件数が少ないこと、電話対応時の件数把握漏れが挙げられる。	聴覚障害・難病の方にもご相談いただけるよう理解を深める。そのための、専門機関との関係性作りをおこなう。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	現在手話のできる職員はいないため、筆談での対応となっている。その他、個々の利用者に合ったコミュニケーション手段を探りながら対応に当たっている。	コミュニケーション手段の幅を広げることの必要性は感じている。手話をはじめ様々なコミュニケーションツールを活用できるよう研鑽を積む。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	困難事例については職員が一人で抱え込むのではなく、職員会議の場や自立支援協議会の全体会議で広く意見や提案を聞き、複数の人で対応するようにしている。	つながる場などを活用して対応を検討しているが、コロナの影響もありつながる場自体の開催回数も減少している中、支援が停滞しているケースもある。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	各相談支援事業所の状況や特性を考慮しながら選定している。選定の際にはまず当事業所から利用者本人や関係者に連絡を取りニーズを確認することでミスマッチを防いでいる。	選定依頼を受けて頂ける事業所が少なく、一部の事業所に負担が集中している現状がある。

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター			
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	新しく相談支援業務を始めた事業所が複数あるため、希望があれば研修をおこなっている。また、ケースや制度について質問を受けた際は、電話・来所等によりできるだけ丁寧に対応している。	自立支援協議会の相談部会等において区内の指定特定相談支援事業所に、連携していただけるよう声掛けを行っているが、あまり関わりを持っていない事業所もある。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	区内の通所事業所やグループホームは増えつつあり、利用者にとっての選択の幅は広がってきている。	事業所の数が増えたことで、一つ一つの事業所の特性などの把握が難しくなり、利用者とのマッチングに苦慮することもある。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括支援センターとは年1回合同の勉強会をおこなっている。また、発達障がい者相談センターや成年後見センターとの連携をおこなっている。	聴覚障害や難病の方の相談機関とのつながりを持っていない。
	3－5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	コロナ禍の中、オンラインではあったが全体会を開催しケース検討をおこなった。相談部会では障害年金についての勉強会を開催するなど、これまでにないことを提案・実現してきた。	コロナ禍の中、会場に集まらなくてもできるイベントを模索する必要があると考えていたが、実現には至っていない。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	可能な範囲で、新規に開設したグループホームや就労継続支援B型事業所を訪し、現状を聞き、必要があれば助言をおこなっている。	新たな社会資源の開発に関しては、積極的にはおこなえていない。
	3－6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	現時点で、障がい者S支援施設への積極的なアプローチはできていない。	今後、区内の障がい者療護施設と連携を図り、以前おこなっていたような自立生活プログラムなど、地域移行に向けた働きかけをおこなう予定である。
	3－7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	新人職員に研修をおこなったり、通報があった際の対応、区役所と連携しての現場確認やコアメンバー会議一緒に出席するなど、スタッフ全員が対応できるよう意識を高めている。	実際に区役所から現場確認やコアメンバー会議への出席依頼があった時に対応できる職員は限られている。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	1	差別事例についての相談はない。	障がい者差別について意識を高めるとともに、新人職員に対してもきちんと伝えていく必要がある。
	3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	自立支援協議会の相談部会の企画として、区内の相談員の知識やスキルを高めるための研修会や事例検討を行っているほか、個々の相談員からの相談にも応じている。また、インターバルの受け入れに関しても、依頼があればすべて対応している。	相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどについてはおこなえていない。
	3－9 その他の取組み				
			昨年7月に、当センターの要となっていたスタッフが亡くなったことにより、昨年度は当センターにとって混乱の年となった。そんな中、利用者さんへのご迷惑を最小限に止めることを最優先に考え、スタッフを募集・研修をおこなってきた。従来は、On the job trainingで、実際のケースに先輩相談員と一緒にしてもらい、実践をする中で経験を積んでもらっていたが、相談支援の経験のない新人スタッフが、安心感を持って業務にあたれるよう研修プログラムの見直しをおこなった。実際の相談場面を想定したロールプレイを通じて模擬相談とアドバイスを繰り返しおこなうことで、実際の相談によりスムーズに入ってもらえるのではないかと期待している。		

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		東淀川区は、障がい者の数に比べて社会資源が乏しいと言われてきたが、ここ数年の間に放課後等デイサービス、就労恵贈支援B型事業所、そしてグループホームの数は増えつつある。利用者にとって選択の幅が広がることは喜ぶべきことだが、一方ではなかなか一つの事業所に定着できない利用者もでてきている。利用者が自分にあった事業所に出会えるよう、サポートしていく必要がある。 また他業種からの参入も見られることから、それらの事業所が社会資源の一翼を担っていただける事業所として成長してもらえよう助言等をおこなう。そうすることで事業所側も利用者としっかりと向き合い、自分たちがその利用者をサポートしていけるかどうかの見極めをしていただくことができる。そうすれば、利用者が自分に合った事業所に定着できる可能性が高まるのではないかと考える。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和4年7月13日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	Q. 人員を増やす予算はどうなっているか。 A. 大阪市の委託事業費として昨年度より諸々の理由から委託料が増えているため予算として組み込める。
	2	相談支援の状況について	Q. 相談件数は委託の身か、もしくは計画相談の方の「委託の内容」も含んでいるか。 A. 委託の内容は全て含むので、計画相談を利用している方でも内容によっては委託に含んでいる。 Q. 新規の委託、計画相談の割り振りはどのようにしているか。 A. 計画相談はかなりの数に上っているの、ここ最近では計画相談は極力他の指定相談支援事業所に依頼している。委託相談の場合は、計画相談が必要かどうか見極めるようにしている。 Q. 相談内容の内訳で「就労」とあるが、この相談内容を就労部会などで共有してもらえるのか。 A. 共有すべきと思われる内容については共有していきたい。
	3	業務に対する自己評価について	Q. 前年度の改善点の中で、意識的に改善に取り組んだことはあるか。 A. 他事業所への後方支援や相談支援事業所同士の関係性作りについて。もう一つはカウントについて。電話を受けても、タイミングによってはメモ書き程度になってしまいカウントに計上できていなかった部分が多かったが、しっかり記録を残しカウントに計上することを徹底するよう努めている。
	4	区における地域課題について	Q. 東淀川区の中で特に足りていない事業所種別はわかるか。 A. 一番にはやはり、就労継続支援A型と相談支援があげられる。逆に就労継続支援B型とグループホームは増えている。 Q. 区内のB型事業所で定員に達していない事業所もある。相談部会と就労部会で連携して解決していけないか。 A. せっかくある資源を知らないまま他区の事業所を紹介している場合もあると思うので、どのような形でやっていくかを考え、前向きに検討したい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）		あ	
		1年に1度自己評価シートがあるので、日々の業務を振り返るきっかけになっている。 昨年は当センターにとって非常に重大で受け入れがたい出来事があった1年であった。スタッフそれぞれが事実を消化できないまま、それでも利用者に皆様へのご負担を最小限に止めるべく、最大限にがんばってきたと自負している。 一方で、基幹センターとして求められる役割の中で行えていない業務があることも事実であり、そのことについては反省し、計画的に取り組む必要があると感じている。 具体的には、「差別解消法について」「聴覚障害者の支援」「難病の方の支援」である。それは明らかに支援件数に現れている。内部研修などで知識を深め、支援の幅を広げていく必要を感じている。	

事業所名				東成区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和3年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会												
		開所曜日		月～金												
		開所時間		9時～17時45分												
		同一場所で実施している その他の事業		生活介護、日中一時支援事業、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業												
	事業所の特長		昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広まっている事に加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務に携わっている事も影響し、当事者、ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。													
	1-2 職員の状況															
					常勤職員		非常勤職員		計							
			専任				2		2 人							
			兼務		3				3 人							
			計		3 人		2 人		5 人							
	1-3 専門資格の保有状況															
				社会福祉士3人、精神保健福祉士1人、介護福祉士1人、相談支援専門員、介護支援専門員												
	1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
			障がい名		実施曜日		実施時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。 ・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
			41.7						204							
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
			126						75							
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
	身体障がい	視覚	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	
		聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		肢体	106	1	15	15	0	2	5	13	0	0	2	20	179	
		内部	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
		計	118	1	15	15	0	2	5	13	0	0	2	22	193	
	難病		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	知的障がい		204	4	58	78	3	51	32	59	19	1	32	43	584	
	精神障がい		295	3	51	63	0	26	28	26	13	10	18	53	586	
	発達障がい		19	0	2	1	0	1	7	0	3	0	1	6	40	
	高次脳機能障がい		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	その他		28	4	15	15	0	5	3	7	1	0	2	21	101	
	合計		676	12	141	172	3	85	75	105	36	11	55	145	1516	
	④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1154 件		11 件		100 件		189 件		50 件		12 件		1516 件	

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		今年度は昨年度より相談件数が減っています。関係機関との繋がりが増えることで、他関係機関へ支援を引き継いだ事等多かったためと考えています。また、身体障がいのある方の相談が2倍以上に増えており、病院から退院をする人がいるが生活上の支援が必要であったり、生活支援課が支援している人で、日常生活での困りごとがあるという相談が多くみられました。背景には相談ルートとして障がい者基幹相談支援センターの認知度の向上があると思われます。また、相談の件数として、障がい重複している場合に、身体でカウントを行う事となったことも要因とは思われます。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の3福祉士を始め、主任相談支援専門員、介護支援専門員と幅広く専門資格を持った職員を配置しています。また、相談援助実習・実習指導者をもっているため、社会福祉士等相談援助を目指す学生への実習指導も行いました。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	基幹相談支援事業に必要な相談支援専門員の業務に通ずるものを始め、人権問題、ネットワーク作り等々様々な研修に参加しました。中でも、ヤングケアラーの問題に関わることがあり、区の子育て支援室の開催する児童虐待の研修に参加したことやこれまで学ぶ機会の少なかったLGBTQについての研修などにも参加をし、自己研鑽に励みました。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間は必ず一人は相談員が事務所に常駐するよう所内での連携を密にし、急な来客や電話等での相談に対応しました。また、今年度は相談支援専門員1名のコロナ感染がありましたが、業務が滞ることなく行えました。	出来る限り、事業所内に職員1名はいるように心がけました。また、どうしても職員全員が事務所を出る場合は、留守番電話等にて承り、後に折り返し、丁寧な対応を心がけました。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備し、必要に応じ所内でもその運用について話し合い、適切な運営を心がけました。また、今年度は、感染症対応に関しては、事業所として、行政の出している対応マニュアルに即した対応を行いました。災害時等も含めあくまで利用者一人一人の自助に頼る部分が多いことから、平時よりどのように動かし利用者と話しをして作るマニュアルとして、＜災害時等利用計画＞を相談支援部会にて作成しました。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	つながる場支援会議や多職種連携の会議、地域の支援ネットワーク会議等に参加をし、日頃から連携が出来る体制を作り、円滑な相談支援体制を整えました。また、昨年度に引き続き、コロナ禍により、顔を合わせた会議等が出来ない場合は、リモート会議等工夫を行いました。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談件数については大阪市が基準としている月75件よりは大きく上回り、月126件の件数となりました。ただし、昨年度より件数が減っている事については上記2-2に記載した事が原因と思われます。	
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい等コミュニケーションに配慮の必要な方の相談は都度必要な対応を行いました。また、今年度は失語症の方の支援も行いましたが、失語症の方の伝えられない苛立ちや辛さへの配慮をおこないつつ、ご本人の思いに寄り添った支援を心がけました。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	5	つながる場支援会議や多職種連携の会議等、支援ネットワークの構築に努めました。また、顔の見える関係にて複合的な課題を抱える事例に取り組み、様々な視点から支援を行いました。また、今年度、つながる場では、支援をした人が現在どうなっているかの振り返りも行い、過去の困難ケースを確認し、検証を行いました。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	基本的には相談支援部会にておこなう選定会議にて選定を行いました。今年度も選定会議ではなかなか決まらないため、他区も含めて個別でお願いする事が多かったと思います。後半に新規相談事業所が出来てくることで、選定会議で決まることも増えました。また、ケースの概要として、前捌きが必要であったり、本人の計画相談支援のニーズがはっきりしない際には積極的に基幹相談支援センターが関わっていきました。	東成区においては、相談支援事業所が今年度末に2件立ち上がったこともあり、選定が少ししやすくなると思われます。新規事業所が地域の資源として根付くよう、困難ケースのバックアップ等、積極的なサポートが必要と思っています。

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	今年度はコロナ禍の影響もあり、地域移行を東成区で行っているのは当事業所のみでした。コロナ禍の背景からか、地域移行がコロナ禍前に比べて、極端に減っている現状がある事は相談支援部会の議題としても上げてます。	コロナ禍の中でも現在地域移行のために訪問している病院では対面で面談が来ています。対面の面談が行えない病院も多く課題だと感じています。また、伴うGH等の体験については、宿泊などは出来ず、地域移行が進みにくい一因とおもわれます。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会を始め、地域のネットワークの会議に積極的に参加を行い、医療・介護との連携を通し、地域課題の状況を把握するよう努めています。特に今年度は、障がいのある方の防災への課題を感じている方たちが、有志で集まったことはよかったと思います。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	医療・介護・障がいの連携チームで行う会議に積極的に参加し連携強化に努めました。また、8050問題等、包括的かつ専門的な支援が必要な方へは支援者が集まり、チーム支援を行いました。	医療、介護、障がいの連携等多職種の連携が東成区では活発です。ただし、子供の支援、特に教育とのつながりが今後の課題と感じています。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	比較的今年度は対面での会議も行えました。集まるのが難しい場合にはリモートにて開催するなど、途切れない工夫をし、開催ができました。毎年行っている区民公開講座においては、コロナ禍での大規模イベントとなるため、今年度も開催の仕方を工夫し、区役所の1階にて5日間、障がいがある方への配慮を知ってもらおうと体験会を行い、参加者の分散を行いました。結果、94名の方が体験をされ、好評であったと感じています。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	今年度、部会において、ツールとして災害時等支援計画を作っています。突然の病気や災害等がおこった際に、まず行うべきは自助である為、利用者が日頃から突発的な時にどう動くかをプランしておくものとなります。	ツールの作成はこれまでも行ってきましたが、単発でおわらせず、いかにそれを根付かせていくかが課題と感じています。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	4	精神病院からの地域移行については、今年度行っている。コロナ禍にて、例年よりも地域移行が進んでいない現状については課題として相談支援部会等で議題としている。	精神病院からの地域移行については、コロナ禍において、病院側の事情が大きく、なかなか東成区でも進んでおらず、今年度は当事業所の1ケースのみであった。病院よりZOOMを使ったグループホームの見学ができたことは今後の地域移行のヒントとなった。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	必要な知識をもつため、研修等にも積極的に参加をし、虐待対応の動きの確認は日頃から行っておりまして。その為、迅速かつマニュアルに沿った対応が取れました。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	今年度は障がい者差別に関する相談はありませんでした。	差別解消の窓口としての周知が不十分であるかとも思われるため、様々な機会をとおり、周知を図ります。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	今年度は3件のインターバルの受け入れをしました。相談支援事業所は昨年度2か所増えています。新規ケースを依頼する場合は、相談支援が円滑に行くように、慣れない相談支援専門員には基幹相談支援センターとして、初回面談の同席や、相談支援のサポート等を行っています。	

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター		
3-9 その他の取組み					
			休日に利用者が体調不良となったが、訪問看護、相談等にすぐに連絡がつかず、コロナ禍の中、困られることがあったことから、体調不良だけでなく、災害時等についても、まずは自助が必要と言うことから、平時にどのように動くかの確認をし、それを本人の緊急対応の指針として使えるように、相談支援部会にて協議し、＜災害時等支援計画＞という緊急対応計画の書式を作成し、東成区の相談支援事業所で活用していただけるようにしました。 また、今年度も引き続き、ICTを活用し、コロナ禍に置いても各種会議が滞りなく開催できるようにしました。重ねるごとに参加者も慣れていき、ICTにて、グループワークなども行えるようになりました。利用者支援においてもコロナ禍で病院から出れない方に動画を通して、グループホーム等の見学を行ってもらった事もしました。		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・地域移行の課題 コロナ禍になり3年目。病院が感染拡大のおそれから、対外的な事に消極的になり、病院から地域への移行がすすまない現状が続いています。Withコロナの中で積極的な地域移行の推進の為にどのような方法があるか、課題となっております。 ・災害時等の課題 要援護者の避難、体調不良時など、必ずしも支援者がそばにいるわけではなく、連絡がつくかもわからない、そのため自助が重要と言う所から、災害時等支援計画というツールを作成し、相談支援部会等にて配布しています。また、地域の避難訓練に障がいがある方があまり参加できておらず、障がい福祉サービス事業所についてはほとんど参加が出来ていない現状があります。障がいがある方の地域の防災について、有志で集まり、今年度は4回集まり、行政の防災担当にも入って頂くなどし、提言を行いました。 ・障がい福祉サービス事業所が東成区ではかなり増えています。新たに参入してきた事業者も多く、それぞれの障がい福祉サービスの業務内容についてしっかりした理解ができていない所も多く、事業者のスキルアップが喫緊の課題と感じています。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
		報告日	6月17日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし		
	2	相談支援の状況について	・その他とあるが、その他はどんな人となるかとの質問がありました。手帳がまだ取得されていない場合等が多い旨返答しています。		
	3	業務に対する自己評価について	・災害時等支援計画について、相談支援事業所だけでなく、様々な支援者に広く広げてもらいたいといったご指摘をいただいた。		
	4	区における地域課題について	・社会福祉協議会より、8050問題等、社会と結びつかない方がいるどうして行くのが良いか、意見が欲しいとの事があった。 ・民生委員より、地域とのつながり作りは、障がいがある人や支援者が受動的にならず、能動的に関わっていく姿勢も必要との意見があった。		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			・社会福祉協議会より、8050問題への取り組みについての意見を求められました。東成区では顔の見える関係作りが医療、介護、福祉、地域と活発に行われています。ただ、教育とは顔の見える関係作りがなかなか進んでおりません。今年度もスクールソーシャルワーカーとの関わりについてや、児童部会の立案について等、積極的に区へ提言してきましたが、自立支援協議会としての取り組みのひとつとなるには、なかなか実現に至っていないところがあります。返答として、実は8050問題の根底にあるのは、人が生まれ、障がいがあったり、親に障がいがあったり家庭の環境も様々、初めは、3歳児検診、保育所や幼稚園、学校に入学し、学業についていけない事等、様々な問題にぶち当たり、学校を卒業する時に働くのか進学にするのか、そのいずれかの育ちの過程で、生きにくさに気付かれず、零れ落ち、社会とのつながりが減っていき、8050問題へと繋がっていくのではないかと。不登校問題を含め、生きにくさのある人が、適切なサポートや、孤独でない事がいずれ、その問題の解決の糸口になると感じている事をお伝えしました。 ・災害時等支援計画といった緊急時に必要な事を平時に考えておけるツールについては、ツールそのものが大事なのではなく、いつ何時、災害や、感染症等に巻き込まれるかわからない中、日頃からどうすればよいか話し合う機会が大事であり、きっかけとしてツールがあると言う事を確認しました。 ・今回の自己評価は様々な社会情勢の中で、現在区が抱える問題について考えさせてもらえました。私どもに与えられたミッションは幅が広いからこそ、様々なご意見やお力を借りていかないと果たしていけないと改めて感じました。		

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要		令和3年度			
	1-1 実施状況について				
		法人名称	特定非営利活動法人 自立支援センター・エポック		
		開所曜日	月曜日～金曜日(祝祭日は除く)必要に応じて土曜日開所		
		開所時間	午前9時～午後5時30分		
		同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業		
		事業所の特長	障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。		
	1-2 職員の状況				
			常勤職員	非常勤職員	計
		専任	2	1	3 人
		兼務	3	1	4 人
		計	5 人	2 人	7 人
	1-3 専門資格の保有状況				
		社会福祉士+主任専門員 1名 精神保健福祉士+相談支援専門員 1名 介護福祉士+相談支援専門員 2名 相談支援専門員 1名			
	1-4 ピアカウンセリングの実施体制				
			障がい名	実施曜日	実施時間
		知的障がい	金曜日	13:30～15:00(相談者に応じて)	
		精神障がい	金曜日	10:00～17:00(相談者に応じて)	
		身体障がい	金曜日	不定期(相談者に応じて)	
1-5 センター業務についての理念・基本方針					
	基本方針としては、住み慣れた地域で1人の尊厳ある個人として、当たり前のように生きていけるような関係作りを目指し、障害者権利条約第19条の「他の者と平等を基礎として、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」に則り、地域での自立した生活を支援するための相談支援センターの運営を目指す。 また、地域特性としては、高齢者が多い地域であり、高齢の親と同居の障がいのある成人した子の支援(通称8050問題)や高齢障がい者の支援は課題の1つであり、当法人が区障がい者基幹相談支援センター事業を受託してきた実績から、区内の地域包括支援センターとは協力関係が構築されており、区内のケアマネージャー連絡会の講師として招かれる等、介護保険と自立支援の併給についても積極的に働きかけている。 地域包括支援センターの定期連絡会や地域ケア会議に参加する等、日常的にも協力連携し高齢障がい者に対する支援を継続して取り組みたい。 他にも在日外国人(特に韓国・朝鮮人)に対しての歴史的・文化的・制度的な背景や置かれている状況等を踏まえた生活支援が必須であると考え、職員にも在日韓国人が従事していることから、そのネットワークを通じて関係を広げ、在日韓国・朝鮮人支援をされている関係者にも協力を求め、障がいのある在日外国人に対して関係機関との連携を図りながら運営を継続する。				

事業所名				生野 区障がい者基幹相談支援センター										
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数						
		71.4 人						499 人						
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数						
		188.6 件						105 件						
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	29	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	31
	聴覚	12	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	19
	肢体	195	10	25	12	0	8	2	11	1	2	3	3	272
	内部	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	計	242	10	25	12	0	12	5	11	2	3	3	3	328
難病		14	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	20
重症心身障がい		19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
知的障がい		306	9	34	81	0	86	39	52	39	30	15	8	699
精神障がい		697	81	136	126	0	201	115	21	34	16	48	21	1496
発達障がい		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
高次脳機能障がい		14	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	15
その他		115	21	22	21	0	18	12	4	1	1	0	59	274
合計		1409	121	217	240	0	320	171	88	80	50	66	91	2853
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
		1560 件		10 件		96 件		526 件		57 件		15 件		2264 件
2-2 相談支援に関する分析														
				■2021年の夏以降は、ワクチン接種が進んだ事もあるのか、委託業務の相談が急増した。また、12月下旬からの第6波で変異株(オミクロン株)の影響により1月から感染が急速に拡大し、特に重度の障がいがある方の単身生活者の、保健所等への入院の働きかけや支援体制の調整確保、外部応援派遣の調整等の対応課題。 ■相談者のニーズとして、『いろいろな人たちと本当は話をしたい・かかわりたい』というニーズが多く見受けられ、支援者や相談員に集中することが改めて見えてきた。意見を言う場が身近にないこと等でSNSに依存してしまい、人との関係が希薄になってしまっている。そして、幅広い相談対応がさらに必要になってきており、相談者のエンパワメントだけでなく、支援者側にも支援力が問われる。 かかわるケースの共通課題として、相談者の表現ができる場、影響を受ける機会や支援者のエンパワメントを高める取組が必要である。 ■困難な相談ケースについては、自立支援協議会・個別支援検討会議やつながる場等を活用し、区保健福祉センター・地域の連絡会とも多職種連携をとり支援を行うよう努めることができた。 ■増加傾向にある相談内容の特徴 ①各相談窓口の相談対応者の障がい特性や考え方などの相談 ②福祉サービス利用まで至らない、はざまの人達の相談 ③重度な障害…重度心身障害者や行動障害のある人の受け入れ可能な社会資源の少なさ。軽度な障害…選択肢が多すぎて生きづらくなっている。さらにSNSやネットでの情報が多すぎてしんどくなってしまう。その結果行き場所や居場所が見つかりにくい。 ネット(sns)とオンラインゲームに居場所を求める(依存)。軽度な障害それぞれの抱える生きづらさ。 ④障害児支援の連携 ・児童施設からの地域移行 ・高校卒業後の支援 ・複合課題がある世帯の育児支援(子どもにとっての状況課題:家庭環境、不登校、母の支配下、ヤングケアラー、ネット(SNS)) ⑤高齢者世帯支援 支援機関につながるまで、家族が抱え込んできた。 ⑥社会資源 (グループホームの増加、ヘルパー不足、地域で自立生活を継続する資源不足) ⑦意思決定・意思表示支援 ⑧支援介入が難しい複合てきな課題を抱える世帯支援、多職種連携に伴う課題										

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士などを配置している。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	研修の情報共有を行い、積極的に参加している。 研修後は、レポート提出を求め、職員全員で内容を深めている。 内部研修を定期的に繰り返している。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	非常勤の職員に勤務日以外に出勤を依頼し、柔軟に対応できるように努めた。	相談件数が多いため、相談できる体制が整わない。 相談件数に対する人員配置が足りない。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3		マニュアルが整備されているが、定期的な確認が必要。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	直接の相談だけではなく、他の事業所や専門機関を通じての相談者の対応も行っており、相談者数や相談件数は妥当と考える。	主任研修の受講枠がない。(受講資格がある専門員が受講できない) 相談専門員の人材不足
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	筆談、メール、映像、イラスト、写真、色分け、Lineビデオ通話等、わかりやすい方法で個別に対応している。 手話通訳の活用。 話す内容・時間、予定等を具体的に決め対応している。 メール・ライン・フェイスブック等による表現・本人からの発信。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	5	つながる場や地域ケア会議、個別支援検討会などを活用し、関係機関と積極的に連携し、対応している。	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	区役所の協力のもと、個人情報の保護や中立性・公平性に留意しながら、月2回の選定会議を開催している。	選定方法を含め、個別のケースに適した選定になっているかどうかは課題と考えている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援連絡会を活用したり管轄区の協力を得ている。基幹センター主催の学習会等開催。個別の相談を受付、後方支援している。	属人化することなく、システムとして支援体制の構築が必要。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	相談者や関係機関の広がりから、一部の状況は把握できている。ケース会議、地域ケア会議や見守り支援会議などに出席し把握に努めている。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	地域ケア会議、困窮者の支援会議、つながる場会議など積極的に参加、開催している。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	研修会や部会報告などの取り組みに努めている。個別支援検討会の開催、アンケートを取るなどしている。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3		
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	個別ケースとして府の自立支援センターや、児童施設に地域生活の情報提供を行っている。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	ケース会議時、虐待の視点を取り入れて共有している。虐待研修に積極的に参加し、職員間で共有している。	虐待のスキームなどのマニュアルの定期研修が必要。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	個別ケース単位で、必要に応じて差別に関する意識や物事の方法を伝えている。	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	学習会、連携会議の開催、インターバル受け入れ、相談支援事業所の新人研修など積極的に取り組んでいる。 管轄区自立支援協議会担当者と相談支援連絡会委員と受け入れ体制を構築し対応した。 受講生と一緒にインターバル対応を行うことで、専門員のスキルアップに繋がる効果がある。	
3-9 その他の取組み				
		■料理ILP えぼごはん 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、集まることの難しさがあり開催を見送っていた。開催出来ない期間中は、相談者より何度も問い合わせがあった。 ■交流サロン 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、新たに地域の社会資源で十分な広さをもつレンタルスペースを活用することで、参加者同士の距離を保ちながら7月、12月1月に開催した。 開催できない間に、新しく繋がりを持った地域の相談者へも積極的に参加を呼びかけ、初参加の方も増えた。 ■えぼろんていあ(ボランティア企画&外出交流企画) 人により仲間と呼べる価値観は違うが、人との距離を縮めるきっかけとして近い年齢・共通話・目的に向かい同じ立ち位置から取り組むことで親近感がわく等が挙げられる。 “えぼろんていあ”とは、私たちが普段“当たり前”にしていること”を参加者と一緒に経験し、楽しむことを目的としたボランティアのことで、年間を通して計画立てて行っている。 新型コロナウイルス感染拡大予防に伴い自粛している事情があり、参加者の人数を制限し、感染予防に配慮した上で11月と1月に生野区スポーツセンターでポッチャ大会を行った。 ■POWER LIFE ～私の生き方～（一人暮らし計画） 一人暮らしをしたいと思っている方や、興味のある方を対象に、一人暮らしをする時に必要な物や情報・金銭等を知り、経験することにより自立生活を目指す。 この活動を通し、知識・経験を蓄え参加者自身が一人暮らしの良さに気づき、『私の生き方』を考えるきっかけにする。 個々の状況において、一人暮らしが特別(当たり前にはなっていないこと)なことがあり、悩み・いろんなことを決めていくには想像が難しく、掘り下げていく必要があると感じられた。 一人暮らしをするためのプロセス(悩む支援、気持ちづくり)に個別に話合いや機会づくりを積み重ねた。 ■広報啓発活動の取組 ア) 人権研修 ①、②について、コロナウィルス感染拡大予防のため未開催。 ①意思決定支援 人権意識を高めるための取組 ②支援者のエンパワメントを考えるための講座「～支援者のエンパワメント～より良い相談支援のために～」 イ) 障がいと高齢の連携研修（地域課題の取組） 障がいと高齢の連携を強化していくためには、まずお互いの背景や考え方に違いがあることを共有する必要がある。 基幹センターと東生野包括支援センター間での意識共有を図り、小圏域範囲のケアマネージャー・相談支援専門員で勉強会を行った。 ■連絡会の取り組み 事務局として、グループホーム連絡会に参加し、感染防止対策や防災の取り組みに力を入れ、リモートの開催を検討し準備することができた。		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
		怪我などによって、支給量よりも多くの時間数が必要な場合の対応。 本人のけが、病気、年末年始など連休。 ヘルパー不足。 介入が困難なケース。 直接支援の支援者に勉強時間がない。 同行援護の申請に区役所に行かないといけない。 家族などからの支援が望めない孤立した障がい者の手続きに区役所に行かなければならない。 別紙: 令和3年度生野区障がい者基幹相談支援センター地域課題に対する取組み報告書のとおり(資料3)		

事業所名			生野 区障がい者基幹相談支援センター		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
		報告日	令和4年8月9日(火曜日)		
出席者 からの 意見	1	相談支援事業の概要について	協議会委員から意見は、特になし		
	2	相談支援の状況について	協議会委員から意見は、特になし		
	3	業務に対する自己評価について	協議会委員から意見は、特になし		
	4	区における地域課題について	子どもの支援課題については、協議会では子どもの関係機関の参加がなかったため、意見交換をすることができなかった。 協議会委員から意見は、特になし		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			一連の自己評価を行うことで、センター内の職員間で特徴や課題点が整理でき、業務の点検・自分たちの支援について深める機会となった。 自立支援協議会の報告には、自立支援協議会委員に合わせて部会である相談支援部会の委員にも参加していただいて報告を行った。 基幹センター相談業務から見える課題や相談支援事業者連絡会から見える課題と合わせ課題を挙げた。 地域生活において必要な時間帯さえ、サービスが利用できない事例が生じている。 前年度と同様にエンパワメントに重視した支援を行っている点と、相談内容がより困難であり、様々な問題が重なっているケースが増えていること、また包括支援センターやケアマネージャー、区役所の他部署等との多職種連携が増加している。 相談者のエンパワメントだけではなく、支援者側の支援が問われている。 新規参入の事業所も増え、相談対応に必要な障がいに対する特性や理解を高めていくことが必要である。 相談者から見えるニーズとして生きづらい人が増えてきた。 ニーズの中には、福祉制度の枠組みにはまらず、既存のサービスをいくつか組み合わせるだけでは、対応できないケースが更に増加している。 情報が多すぎる現代社会の傾向から、障がいのある方のニーズもこれまでよりも更に生活や生き方も多様化・複雑化してきているので、相談者自身どうしていいかわからないままている。 SNSに依存してしまい、人との関係が希薄になってしまっている。が、本当は話ができる環境や仲間を作る機会を求めている。 この多様化・複雑化している障がいのある方の相談に対して相談機関の対応の質が問われる。 福祉サービスを繋げるだけではなく、区役所での行政の立場・関係機関の立場もあり、どう連携していくか。行政との連携、共有を実施し、みんなで責任をもった対応が求められている。 障がいには法的会議がないことや障がい支援区分認定に時間を要しており、スムーズに障がいサービスの利用に繋げることができず、専門員の負担が更に増加していることなど、継続して検討していく必要がある。		

事業所名				旭区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和3年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		特定非営利活動法人あさひ												
		開所曜日		月曜日から金曜日												
		開所時間		9時から17時												
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業、指定一般相談相談支援事業、指定障がい児相談支援												
	事業所の特長		本地域において、長年に渡り相談支援を行ってきたことにより、区各課（保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等）や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における困難と言われるケースへの支援実績が多くある。また、近年教育機関等との連携も密になっており、児童の相談支援も多く取り扱っている													
	1-2 職員の状況															
				常勤職員			非常勤職員			計						
		専任								0 人						
		兼務		4			1			5 人						
計		4 人			1 人			5 人								
1-3 専門資格の保有状況																
			社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護福祉士													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名		実施曜日		実施時間									
			発達障がい		随時		随時									
			身体障がい		予約により		予約により									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連体を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数							
				55.3					285							
	②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
				186.75					75							
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
	身体障がい	視覚	13	2	11	0	0	0	1	2	4	0	0	0	33	
		聴覚	3	5	7	8	2	5	19	4	1	0	0	4	58	
		肢体	77	18	17	3	1	20	37	2	9	2	1	1	188	
		内部	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	6	
		計	96	26	35	11	3	26	58	8	14	2	1	5	285	
	難病		13	9	8	0	1	3	2	5	0	0	0	1	42	
	重症心身障がい		1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
	知的障がい		194	52	109	49	22	75	96	31	24	4	6	12	674	
	精神障がい		793	331	426	274	42	229	251	67	136	12	2	40	2603	
	発達障がい		37	35	33	13	22	17	25	30	7	0	0	0	219	
	高次脳機能障がい		3	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	
	その他		65	66	80	22	26	28	40	7	7	0	0	0	341	
	合計		1202	522	694	370	117	378	472	148	188	19	9	58	4177	
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1073 件		157 件		201 件		228 件		127 件		17 件		1803 件	

事業所名		旭 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		受付件数がかなり増えています。実際相談も実感としてもかなり多くなっていますが、カウントがより正確になっていることも要因となっています。精神への支援数が主であることはこの間変わりませんが、難病や聴覚、内部などすべて障がい等の方からの相談が寄せられるようになってきています。また、障がい疑いの相談もかなり増えていることにより、その他の件数も増えています。この集約には反映されていませんが、児童の相談件も増えており、その他や発達障がいにも振り分けられています。受付ルートも高齢関係や医療機関等他分野ルートとした相談受付も年々数が増えてきています		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等有資格者を配置している。+M51:AF59M65M51:V65	今後専門相談や協会認定資格も含め、資格等習得を推進していく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	積極的な研修の参加を促し、参加している。研修内容について、毎月の職員会議の中で報告し共有している	今後も引き続き積極的な研修の参加をおこなっていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	よほどの緊急が発生しない限りは、常駐している。相談員の指名がある場合にはすぐに対応できない場合もあるが極力早く対応できるようにしている	今後も配置基準にかかわらず、相談員の配置増を目指していく
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルは整備されており、年度替わりに1度程度は全体で確認をおこなっている。	確認はされているが見直しの視点ではされていないため。今後必要に応じて見直しをおこなう
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	医療機関をはじめとする多くの専門機関と連携の取りやすい状況にあり、個々の相談によって必要な専門機関と概ねと連携がとれる状況にある	さらに多くの専門機関と連携が密にとれるよう情報の収集、積極的なアプローチを行います
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談件数、種別、ルートともに数を増しており、区の規模からかんがえても、多くの相談が寄せられていると思われる	
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	行えている。手話については、簡単な手話がわかるものを含めて3名手話がわかる相談員がいる	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	行っている。計画相談支援においては、支援困難となったケースの引き上げや触法、虐待、多問題を抱えるケースなど支援困難といわれるケースの支援を行っている。また、つながる場にも積極的に参加し、地域や専門機関との連携強化をおこなっている	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	行っている。相談支援事業所部会において、各事業所の特徴や事業所の現状に応じて適切に選定を行っている	

事業所名		旭 区障がい者基幹相談支援センター			
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	自立支援協議会において、定期的に困りごと等を聞き取る機会を設けるとともに、日常的な相談にも応じている。基幹を通じて依頼した計画相談についてはこちらから支援状況等を確認することもある	今後もさらに相談支援事業所部会での活発な議論を作っていく
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	行政や医療、高齢、教育等他分野をルートとしても相談が寄せられていることや自立支援協議会における地域課題の検討などから、地域における障がい者を取り巻く状況や課題は概ね把握できている	地域住民への周知は行っているがまだ相談は少なく、今後も啓発活動をおこなっていく
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	他分野との連携を日常的に行われており、いつでも連携をとっての支援を行える状態にある。つながる場への会議に積極的参加するとともに、開催要請も行っている	
	3－5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会においては、事務局会議、本会、相談支援部会、高齢障がい部会、こども部会に参加し中核的な役割を果たしている	今後も皆が主体的な参加できる会の活性化を目指す
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	本会または、各部会において、支援を通じて不足していると思われる資源・制度について意見をだしている	各委員が社会資源開発等にも積極的な意識を持つことができるように、これらに対する意見交換の時間を多く保障していく。
	3－6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	地域の相談があれば積極的に対応し、地域移行に係る支援を行っている	意向の推進については、他機関などの一取り組み例等があれば、参考にしていく
	3－7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	基幹相談支援センターとして、虐待等の事案には敏感に反応し、行政等との連携を迅速におこなっている。	
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別及び合理的配慮についても同様に常に権利擁護の意識を持ち対応を行えるよう相談員間でも徹底している	
	3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援部会において、事例検討を行っている。インターバルは受け入れている。相談支援利用状況の確認を行い事業所の拡大を必要性を確認している。個別の事業所に大して事業への参画を促している	
	3－9 その他の取組み				

事業所名			旭 区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			現在、区自立支援協議会高齢障がい部会において、8050問題にかかわる取り組みを展開している。一方で基幹センターにおいて、多くの不登校児に支援を行っている。引きこもりにかかわっては児童から中年層まで多くの年齢層における支援を行っている。これらの支援を進める中で、現在社会問題となっている8050問題の引きこもりの始まりは学童期や思春期ごろからすでに始まっていることが多いことがわかる。又、不登校や引きこもりの家庭においては、本人又は保護者が何らかの精神疾患(2次的なものも含む)や障がいがある方の割合が非常に高いと考える。旭区においては、高齢化率も市内の中で高く、8050問題については、地域課題として、取り組みを行っている。合わせて、旭区地域福祉計画においては、教育と福祉の連携が重点課題として位置づけられている。今後も自立支援協議会や基幹センターとしても、中核的に上記の課題への取り組みを進めていくが、大阪市としても上記課題について、積極的に取り組みを進めていただき、障がい福祉における引きこもり家庭への支援について、具体的な策を講じていただきたい。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
		報告日	2022年7月20日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	高齢関係や医療機関からの相談件数の増加からみても、多職種機関の基幹相談支援センターの認知度が高まっていると同時に、複合的課題を抱えた世帯の支援がますます多くなっていることがうかがえる。基幹はその中核にたち区保健福祉センターとより連携を深め相談支援事業の充実に努めてほしい		
	2	相談支援の状況について			
	3	業務に対する自己評価について	支援困難なケースに対して、各障がい事業所、介護保険事業所、包括支援センターと連携し自立支援協議会相談支援部会やつながる場を利用し的確迅速にコーディネートが行えている		
	4	区における地域課題について	自立支援協議会において基幹センターが中心となって8050問題周知ビラを考案、当事者や地域にむけて周知啓発し、当該課題に積極的に取り組む姿勢で意識共有に努めている		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			基幹センターの周知や他機関との連携については、ますます進んでいると思われ、相談件数・ルート・障がい種別などの量・種ともにさらに増えてきている。区民への啓発や大きな研修会の開催等については、コロナ影響により、完全に停滞している。しかしその中でも自立支援協議会定例会等については、teamsを利用しリモートにて継続することができた。これまで課題としてきた自立支援協議会本会の充実についても、運営会議を開催し、中身や活動の充実につなげることができ、防災の取り組み等具体的な取り組みを行うことができた。相談支援体制の充実について、撤退する事業所と新規事業所があり、全体的な数が増えているわけではないが、顔ぶれは変わってきている。それぞれの相談支援事業所が継続できさらに質を高めることができるよう、さらなるバックアップが必要な状況にある。		

事業所名				城東 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和3年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		特定非営利活動法人燦然会												
		開所曜日		月曜日～金曜日（祝祭日除く）												
		開所時間		9:00～17:30												
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業												
	事業所の特長		・区地域自立支援協議会の活性化に努め、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っている。 ・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施している。													
	1-2 職員の状況															
				常勤職員		非常勤職員		計								
		専任		1		3		4 人								
		兼務		6		0		6 人								
計		7 人		3 人		10 人										
1-3 専門資格の保有状況																
			相談支援専門員(主任)1名 ・ 相談支援専門員(現任)3名 ・ 相談支援専門員(初任者)5名 公認心理師1名 ・ 社会福祉士2名 ・ 精神保健福祉士3名 ・ 介護福祉士3名 (上記人数は延べ人数)													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名		実施曜日		実施時間									
			視覚障がい		開所日		開所時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化(専門部会の創設等)に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数								
			52.3人					346人								
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
			189.3人					105件								
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
	身体障がい	視覚	54	4	17	4	1	1	1	7	1	2	14	4	110	
		聴覚	14	2	0	0	0	1	1	1	12	0	0	7	38	
		肢体	73	13	11	3	1	1	9	12	9	0	2	16	150	
		内部	28	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	31	
		計	169	20	28	7	2	4	11	20	22	2	16	28	329	
	難病		5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	重症心身障がい		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	知的障がい		151	25	39	1	6	4	28	21	20	3	17	45	360	
	精神障がい		346	26	82	240	3	14	45	55	29	4	14	616	1474	
	発達障がい		46	1	3	3	14	0	4	4	3	4	0	11	93	
	高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	その他		92	8	18	1	2	1	10	5	4	0	0	30	171	
合計		812	81	170	252	27	23	98	105	78	13	47	731	2437		
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1824 件		60 件		160 件		149 件		39 件		40 件		2272 件	

事業所名		城東 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		総相談受付件数の約60%が精神障がい者の方からの相談となっており、多数を占めている。 福祉サービスの利用に関する相談が一番多いが、新型コロナウイルスの影響もあるのか就労に関する相談が増加したように思われる。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師の資格を有する者の配置を行っている。	継続して専門的資格を有する職員の確保に努めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	必要に応じ、各種研修に参加している。また、新型コロナウイルスの影響もあり、でオンラインでの研修にも参加している。	職員に対し積極的に研修への参加を進めて行き、専門的な知識等資質の向上に努めていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	最低配置人員を越える職員を配置しており、開所時間中は常に1名以上の者が常駐し、対応できるように努めている。	継続して職員動態表を作成し、職員が常駐し、迅速に対応できるように努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護に関する諸規定等の各種マニュアルを整備している。	苦情や事故の際には職員が内容を情報共有し、再発防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	必要に応じ、各種専門機関と連携をし、対応している。複合的な課題を抱えているケースも増え、関係機関が多くなっている。	継続して関係機関と連携し、相談支援を進めて行く。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	想定されている件数を越える相談を受けている。関係機関等との連携を図るケースも増えてきているので、相談ケースは増えている。	想定されている件数を越え、幅広く相談対応している。しかし、まだまだ相談に至っていないケースがあると思われるため、各関係機関との連携を図る。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	必要に応じて、利用者の希望する方法を取り入れ、点訳やルビ文字・拡大文字対応、メール対応などしている。点字プリンタを導入したことにより、視覚障がい者への情報提供に力を入れた。	相談者の状態に応じた支援を行っており、必要に応じては外部機関の利用も検討していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	地域包括支援センターや生活困窮者自立支援窓口等と連携を図り、複合的な支援困難ケースに対応している。また、つながる場などへの参加し、多機関と連携し対応している。	各関係機関と連携と図りながら、さまざまなケースに対応できるようにする。また、地域で活動する方々との連携も必要になってくる。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、事業所の選定を行っている。また、急遽、事業所選定が必要になった際にも、相談支援部会から意見を求める等して公平性を期している。	継続して選定会議を実施していき、公正かつ適切に選定を行っていく。

事業所名		城東 区障がい者基幹相談支援センター			
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせ等においては適宜、情報提供や助言等を行っている。	指定特定相談支援事業所へのアンケートや事業所訪問などを予定しており、相談業務が適切に円滑に行われるよう必要な援助を行う。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	センターの職員が、区地域自立支援協議会における様々な部会に所属することにより、それぞれの視点からの地域課題の把握に努めている。	不足している社会資源の実態把握に努めていく。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域ケア会議への参加や障がい・高齢連携フォーラムなどを開催しており、連携強化に努めている。また、つながる場への参加や利用を行っている。	次年度以降も地域ケアフォーラムを地域包括支援センターとの共催やケアマネ連絡会などとの連携を図っていく。
	3－5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	制度にない資源の創設など協議会部会で検討している。	
	3－6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	病院や施設、区保健福祉センター等からの依頼に応じて対応しているが、施設や家族等からの依頼は非常に少ない。	
	3－7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して対応を行っている。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	具体的な相談はほとんどないのが現状である。協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要な際には相談に応じることができるようにする。
	3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	新型コロナウイルスの影響もあり、なかなか研修会や事例検討の開催が難しかった。相談支援従事者研修におけるインターバルの受け入れについてはも積極的に行った。	研修会や事例検討会の実施を相談支援部会等で実施していく。また、継続して相談支援従事者研修のインターバルを受け入れ、地域の相談支援の担い手が増えるように協力していく。
	3－9 その他の取組み				

事業所名			城東 区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
5 自己評価を終えて					
	5-1 区地域自立支援協議会での報告				
	出席者からの意見	報告日		7月21日	
		1	相談支援事業の概要について	定められた人員より、多く配置配置されており、充実されていると思う。	
		2	相談支援の状況について	相談実績が昨年度に比べ、非常に増えている現状が分かった。	
		3	業務に対する自己評価について	特になし	
	4	区における地域課題について	就労継続支援B型や放課後等デイサービスなどは非常に増えてきているが、短期入所や重度の方向けの事業所がなかなか増えない。 ヘルパーが非常に不足している。		
	5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
		多職種・他機関の連携を求められるケースが増えてきており、日ごろからのさらなる関係を構築していく必要がある。 新型コロナウイルス禍において、区地域自立支援協議会の全体会を2年ぶりに区民センターで行うこともでき、以前のような協議会の活動を行うことができた。			

事業所名			鶴見区障がい者基幹相談支援センター														
1 相談支援事業の概要			令和3年度														
	1-1 実施状況について																
		法人名称	社会福祉法人日本ライトハウス														
		開所曜日	月・火・水・木・金														
		開所時間	午前9時～午後5時30分														
		同一場所で実施している その他の事業	[社会福祉事業]・障害者支援事業(自立訓練:機能訓練、施設入所、短期入所)・障害福祉サービス事業(生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、指定相談支援:特定・一般・障がい児) [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業														
	事業所の特長		障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。														
	1-2 職員の状況																
				常勤職員			非常勤職員			計							
		専任		1			1			2 人							
		兼務		4			0			4 人							
計			5 人			1 人			6 人								
1-3 専門資格の保有状況																	
		相談支援専門員(5人) 社会福祉士(4人) 精神保健福祉士(1人) 介護福祉士(1人)															
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																	
			障がい名		実施曜日		実施時間										
	視覚障がい				適時												
	肢体不自由				適時												
1-5 センター業務についての理念・基本方針																	
[理念] i)公正・健全・透明な事業活動の推進 ii)信頼され、信任を得るサービスの充実 iii)誠実で包容力のある温かいサービスの提供 iv)時代や環境の変化に対応した組織づくり [基本方針] i)基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。 そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。 ii)「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。																	
2 相談支援の状況																	
2-1 相談支援実績																	
	①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数									
			38.6					177									
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数									
			150.3					75									
	③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計			
	身体障がい	視覚	73	6	0	6	0	0	0	1	0	1	0	3	90		
		聴覚	37	8	2	3	0	0	12	5	0	0	12	13	92		
		肢体	30	23	6	1	0	0	0	2	0	0	1	5	68		
		内部	10	9	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	20		
		計	150	46	8	10	0	1	12	8	0	1	13	21	270		
	難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	重症心身障がい		17	5	2	4	2	0	0	3	0	0	0	17	50		
	知的障がい		164	22	10	7	6	31	31	8	43	0	14	43	379		
	精神障がい		334	104	81	67	2	56	179	116	67	21	63	106	1196		
	発達障がい		75	24	5	5	2	5	6	2	6	0	17	26	173		
	高次脳機能障がい		32	32	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	71		
	その他		7	4	10	0	0	0	16	0	0	0	1	8	46		
	合計		779	237	117	94	12	94	244	137	116	22	110	223	2185		
	④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
				1364 件		39 件		94 件		204 件		78 件		25 件		1804 件	

事業所名		_____鶴見区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		相談支援内容の多くは支援実績数のとおり、障がい福祉サービス等の利用につなげる支援が多くなってはいるが、単純に本人ならび相談者の障がいや病状を理由とした課題解決に限らず、触法や虐待、多重債務による生活困窮等々複雑に絡みあった複合的課題を抱えるケースと向き合うことが多かった。このようなケースにおいては区基幹だけでなく、行政、医療、教育、障害福祉等あらゆる分野の支援体制を構築しながら、本人の権利擁護を意識した相談支援を実践した。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士有資格者を配置。ソーシャルワーク専門職として専門的な相談援助を展開。3名の社会福祉士は社会福祉士実習指導者養成研修受講修了者であり、スーパービジョン体制も充実している。社会保険労務士国家試験合格者も配置しており、労働保険や社会保険関連など幅広く相談に対応している。	障害当事者の相談員が少なく、障害当事者との連携共同体制の確立が課題となっている。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	職員個々が所属する専門職能団体や関係機関主催研修へ積極的に参加。法人他部署の職員が受講した研修成果も共有することで日々の自己研鑽に努めている。また、定例会議では実務上の情報交換だけでなく、実践事例の検討を通じて相談援助スキルの向上を目指している。	コロナ禍において対面方式とオンライン研修のハイブリッド化が進む中、当センター職員だけでなく地域全体で研修成果を共有できるような環境整備、取り組み内容の工夫が求められる。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は職員が常駐できるよう勤務体制を工夫。全職員が業務用形態を所持し、常に連絡が取りあえる体制を確保。職員不在時には法人本部が1次的な窓口対応を代行。帰所した職員が迅速に折り返し対応している。また、全職員でケースの情報を共有し、主担当以外であっても対応可能な状況を構築している。	配置職員数には限界があり、訪問相談や他機関が主催する会議への参加など、外出での業務が多く、どうしても物理的に職員不在となる場面は避けられなかった。当法人が所有する資源を有機的に連携させることで、より柔軟な支援を可能としたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人が運営する全事業共通の苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等が整備されており、これらマニュアルに沿った業務実践を展開。「ヒヤリハット事案」についても全部署で内容が共有され、将来的な事故に至らないよう「不適切な関わり」を未然に防ぐ体制づくりを目ざしている。	各種マニュアルの基盤となる「職員倫理綱領及び行動規範」については、例年職員全体で内容を再確認する研修機会を設けていたが、コロナ禍の影響により中止せざるを得なかった。2022年度よりスーパービジョンの体制強化を目的に、MAP(My Action Plan)と名付けたツールを開発し、法人全体で新たな人材育成制度を導入。職員個々の課題に沿って、主体的な気づきと成長を促す仕組みを起動させた。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	相談支援において障害種別や特性に配慮することは肝要であるが、反面「障害」からアプローチすることで「医学モデル」の支援に陥らないよう留意。常に個人と、環境の接点にある不都合な事柄に着目し、生活課題に焦点を当てた支援を心がけている。例えば貧困や社会的孤立などの「いきにくさ」からの解放を目的に、制度を横断した専門機関とのネットワークを支援に活用している。	長引くコロナ禍の影響により地域住民のつながりが気迫となった。一人の生活者を支えていくためには、専門機関との連携共同だけでなく、地域とのネットワークが有効であり、地域のインフォーマルな組織、団体との関係形成に注力したい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	2	相談支援の評価は定量的な視点だけでなく、質的にとらえることが重要である。個々の実践を深く掘り下げ、多様な視点から分析する事例検討が最も有意義な手段であり、日ごろから職員間で事例を通じて個々の実践を振り返っている。	相談件数や相談内容を合理的に収集する目的で、解析ソフトの導入を図ったが、システムを十分に活用することができなかった。その結果、定期的な報告が遅延するなど、関係機関の業務にご迷惑をかけてしまった。

事業所名		鶴見区障がい者基幹相談支援センター		
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	法人事業の成り立ちや蓄積された実践経験から、視覚障害に対しては個々の見え方の細部にわたった配慮を行った。また、手話通訳の技能を所持する職員を配置し、聴覚に障害のある方々に対して直接的な支援を実践した。その他の障害についても、個々に配慮すべき課題を抽出し、利用者に負担をかけないように努めた。	特に発達障害の方々に対して、医療や心理判定機関と携をより緊密に取ることで、個々の障害特性を詳細に把握できるよう努力する。そのため、職員が心理検査結果の内容から1人一人の特性を理解する技能の習得を目指す。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	触法、被虐待、住居喪失、多重債務など複雑な課題を抱えた方々、自宅閉居が長期化している方々、家族構成員すべてが何らかの「いきにくさ」を方々など、いわゆる困難ケースに対して支援を実施。医療、保健、教育、司法など他領域の専門職と連携協働し支援を実施。個別の支援を通じて形成したネットワークを他のケースへも活用できた。	ミクロな援助関係をメゾレベルでのネットワークへと広げ、個別的な援助活動の蓄積を政策提言、制度開発、社会変革といったマクロな福祉実践へと結びつけ、それが再びミクロな支援へと循環するというダイナミックな支援展開を目標としたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月第2水曜日に鶴見区内全ての指定特定相談支援事業所が会する地域自立支援協議会相談支援部会においてケース選定会議を実施。事業所による入札制度を採用することで、中立公正にケースを分担できる体制を構築した。	相談支援部会でのケース選定会議において担当事業所が確保できないケースがみられ、指定特定相談事業所、障がい者相談支援専門員の絶対数の不足が課題となっている。ただし、個々のケースを詳細に分析することで、計画相談支援にこだわらない柔軟で創造的な支援実施を検討していくことが不可欠である。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	障がい者相談支援専門員初任者及び現任者研修受講者5名に対してインターバル研修として個別スーパービジョンを行った。また、「困難ケース」に対応している相談員へは単に情報提供するだけでなく、基幹相談支援センターが主体となってケアカンファレンスを招集。支援課題の整理、支援方針の検討を援助するとともに、その後の支援に連携協働した。	対人援助は人間関係を媒介とする実践であり、支援者には利用者だけでなく、支援チーム内での人間関係上の課題から過重な心理的負荷がかかる。とりわけコロナ禍では、社会的要因も加わり、対人援助職がメンタル不調に至るケースが少なくない。そこで、日々の相談援助業務において相談員が抱く葛藤やジレンマに寄りそい、バーンアウトを未然に防止できるような環境づくり、相互の成長を支援しあえるような関係構築を目指す。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	2	ミクロな実践の蓄積を通じて、地域全体が抱える課題を考察し、それが地域づくりに活かされるよう分析した。個別の支援プロセスや地域自立支援協議会において、支援者間で活発な情報交換がなされ地域特性や地域の社会資源の状況等の把握、共有に努めた。	障害当事者団体の組織率が低下し、会員の高齢化も伴って、団体として意見を集約できる体制が脆弱化している。このような背景を踏まえ、障害当事者の思いが地域づくりに反映できるような仕組みを構築していかなければならない。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	「8050」、「ダブルケア」、「ヤングけあらー」、「虐待」など基幹相談支援センターが支援介入するケースは、他機関との協働なくして支援が成立しない困難なケースであり、日常的に地域包括支援センターや社協見守り相談室、こども相談センター、地域定着支援センターなどのネットワークを活用して支援を展開している。また、65歳到達により介護保険へ移行するケースでは、利用者の生活に支障が及ばないよう生活の継続性に配慮した丁寧な支援移管を心がけた。一方、制度間の縦割りによって利用者が混乱しないよう慎重に支援を展開した。	コロナ禍以前には、地域包括支援センターが主催するサロン活動や区内府立高校での放課後サロンへ職員を派遣し、日ごろから地域の専門機関、支援者と顔が見える関係づくりに努めてきた。今後社会活動が正常化していくにつれ、多機関が協働して取り組めるような仕掛けづくりに貢献したい。

事業所名		鶴見区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	区役所担当者と連携しながら全体会、各部会を円滑に運営。地域の支援者が共に成長を支えあえるような体制づくりを目標に、地域課題に沿った研修企画案を提案したり、種別を超えて事業所運営における共通の課題を抽出したりなど、地域自立支援協議会の枠組みを効果的に活用した。	事業所部会で企画していた事業所交流会、研修会等がコロナ禍の影響により中止せざるを得なかった。今後も感染状況を注視しながら、自立支援協議会の活動が停滞しないよう事業の継続性を意識した運営を心がける。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	各事業所の運営が円滑、適正に行われるよう国の報酬体系変更に合わせて、鶴見区版のQ&A集を作成し、鶴見区内全ての事業所に配布。本Q&A集は自立支援協議会事業所部会が作成作業を担当し、事業所からの質問事項の収集、大阪市による回答の集約、成果物の配布までの作業を担った。このような活動が、各事業所との「顔の見える関係づくり」の契機となった。	長引くコロナ禍の影響により頓挫している事業所交流会、研修会の開催など地域活動が再開できるよう取り組みたい。また、情報発信についてHP制作など、より広く情報が行き渡る仕組みを構築することで、地域全体の活性化に結び付けたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	基幹センター事業受託法人が運営する自立訓練施設から地域へ移行する利用者への支援について、同施設支援者と連携協働して関わった。また、住居を強制退去となった方や虐待避難のため施設に一時入所した方について、新居の確保や転居先での生活支援体制の構築、円滑な支援移管に介入し、在宅生活の安定維持をはかった。	長期間施設に入所している方々が地域生活を具体的にイメージし、施設から地域へ移行できるような積極的な介入が課題となっている。そのため、基幹センター事業受託法人が所有する物理的、人的資源を有効活用し、地域生活支援拠点としての役割が担えるよう基盤を整備する。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報へは迅速に対応し、行政とと共に事実確認、虐待認定、具体的支援実施へと展開。危機介入を要するケースでは、緊急一時保護先を確保し、虐待者との生活分離に介入。分離後は被虐待者が安心安全な在宅生活へ移行できるよう、行政関係者に加え避難先の支援者や多様な専門職と緊密に連携協働。支援ネットワークにおいて中核的役割を担った。	虐待を未然に防ぐことを目的に、家族や施設、勤務先など閉鎖的な環境下に課題が潜在化しないようアウトリーチ機能の向上を目指す。また、虐待事案へ即応する体制づくりのため、緊急一時保護先として活用できる資源の拡充を図る。さらに、加害者視点にも着目し、虐待に至った生活背景を詳細に分析することで、虐待加害者へも適切な専門的支援を提供する。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障害特性が周囲に理解されず、職場の人間関係不和や近隣トラブルに至ったケースについて、本人の想いを代弁するよう心がけ、必要に応じて本人が市民としての権利を当たり前に享受できるよう仲介した。複雑なケースでは、法人法律顧問にコンサルテーションを求め、本人の権利が不当に侵害されないよう努めた。	本人自身が差別的な扱いを受けていることに気付いていないケースについて、積極的に介入。社会生活場面において個々の障害に対する合理的な配慮が提供されるよう啓発活動へも取り組みを拡大していくことが課題と考える。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	障害者相談支援専門員の増員、計画相談支援事業所の開設促進を目的に、昨年11月27日に基幹センターが地域自立支援協議会と協力して、計画相談支援制度の講習と個別の事業開設相談を兼ねたセミナーを開催し、他区を含め19名の参加があった。参加者からは高い評価を受け、同セミナー開催後に新規開設した事業所もあった。	本来相談援助は利用者とサービスを結びつけることだけが目的ではない。利用者が抱える様々な生活課題について、既存の制度の枠組みにはめるのではなく、柔軟で創造的な支援を展開していかなければならない。そのためには、相談援助技能の向上が不可欠であり、支援者が共に成長しあえるような環境づくりが課題と考える。

事業所名		_____鶴見区障がい者基幹相談支援センター	
3-9 その他の取り組み			
2015年の事業受託以来、共生社会の創設を目標に様々な取り組みを重ねてきた。ソーシャルインクルージョンの実現は当法人倫理綱領前分において掲げられた崇高な理念であり、長引くコロナ禍にあって地域のつながりが希薄化している昨今、すべての地域住民が相互に支えあう地域づくりに向けて基幹センターが果たすべき役割は重い。 2021年度も数多くのいわゆる困難ケースに支援介入した。家族による心理的・身体的被虐待者、障害のある兄弟の介護を担うヤングケアラー、矯正施設を退所した触法障害者、精神科等長期入院患者など、いずれも複雑な課題を抱えた方々に対して、専門的なソーシャルワーク実践を展開した。実際の援助プロセスでは行政や医療、教育、就労、司法など多機関他専門職とネットワークを構築し、地域のインフォーマルな資源とも連携してきめ細かな支援を心がけた。また、生活保護申請や障害年金請求など煩雑な手続きに寄りそうことで、利用者の負担軽減をはかった。 区センター内に開設したサロンでは、コロナ禍の影響を受け、中断と再開を繰り返しながらも月1頻度でグループワークを行い、当事者間のつながりや参加の拡大を支援した。 基幹センターは鶴見区地域自立支援協議会運営の中核を担い、サービス報酬改定にあわせて鶴見区版のQ&A集を作成したり、計画相談支援制度の解説と個別の事業開設相談を兼ねたセミナーを開催したりなど、地域の福祉力向上を図った。 一方、新型コロナ感染症再拡大のため、開催を準備していた福祉従事者のバーンアウト防止を目的とした研修会や約10年間鶴見区社会福祉協議会と共催してきた「先生のための福祉教育講座」はいずれも中止の判断を余儀なくされた。学校現場での福祉教育プログラムも、区内の府立高校1か所での開催に留まった。 一昨年度に開催した『ヤングケアラー』をテーマとした研修会について、多方面から問い合わせがあり、出版社や他市の相談機関から特集記事の執筆、研修会の開催に関して助言を求められた。その後、ヤングケアラーの存在に対して社会的関心が高まっており、一早くこの問題に取り組めたことは有意義であった。 なお、社会福祉士養成のための施設実習は例年通り実施し、大学・専門学校等からの講師派遣要請にも適宜対応するなど、広く専門職スーパージョンに貢献した。			
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
鶴見区は、農地の宅地化により公営・民営の住宅の新築・建替住宅の建設が進み、地下鉄長堀鶴見緑地線の延伸、JR東西線・大阪東線の開通、鶴見通の拡幅事業の進捗など交通利便性、住環境が充実したこともあり、人口増加が顕著である。ファミリー層の流入に伴い、様々な世代、属性の異なる方々が混在して暮らしている。 地域によっては小学校区単位で、独自の地域イベント、住民活動が展開され、世代を超えてつながりが構築されてきた。しかし、長引くコロナ禍により地域のつながりが希薄となりつつある。このような状況を踏まえ、単に「障害」との属性にのみこだわらず、地域全体のつながりの再構築を目標に、会社の機関・団体が連携・協働できる体制づくりが求められる。 社会全体が閉鎖的な空気に包まれる中、失業、住居喪失、健康不安、生活苦等の困難が、個人や世帯に連鎖的に起こり、累積していくことが危惧され、より一層子ども・高齢者・障害者等の領域を横断した包括的な支援ネットワークを構築していかなければならない。 昨今、国を挙げて取り組まれている地域生活支援拠点整備に向けて、地域が培ってきた福祉力、多様な資源が有機的に連携していくために、既存の枠組みにとらわれない柔軟で想像的な発想が必要になろう。			
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		2022(令和4)年7月21日(木)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援の状況について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	地域移行に向けた支援について、コロナ禍の影響が及んでいるか。具体的にどのような影響があるか。
	4	区における地域課題について	特になし
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
地域づくりは地道で着実な取り組みによって成果が生まれる。長引くコロナ禍によって地域住民が培ってきた福祉力が弱体化し、つながりの希薄化が顕著になっている。基幹相談支援センターは、行政や他の基幹型相談機関、地域の団体と連携協働することで、「つながりの回復」への貢献が期待されている。			